

城陽市
ファミリー・サポート・センター
ファミサポ
ハンドブック



会員番号

名前

もくじ

ファミリー・サポート・センターとは 2

会 員

援助活動の内容 3

援助活動の流れ 4

利用料(報酬)の基準 6

補償保険制度について 8

城陽市ファミリー・サポート・センター会則 10

会員の心得 16

ファミリー・サポート・センターとは

城陽市ファミリー・サポート・センターは、地域において「育児の援助を行いたい人」(援助会員)と「育児の援助を受けたい人」(依頼会員)を会員として組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立を図り、安心して子育てができる環境づくりに資するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的としています。

会 員



(援助会員)

- ・ 城陽市に在住し、自宅で子どもを預かることができる人
 - ・ 依頼内容によりお子さんの送迎ができる人
 - ・ 心身ともに健康で、相互援助活動に対して理解と熱意を持って活動できる人
- *センターが行う講習会＜無料＞を受講していただきます。
(救急救命講習会含む)

(依頼会員)

- ・ 城陽市に在住または勤務し、生後 43 日目からおおむね 12 歳の子どもがいる、育児の手助けをしてほしい人

(両方会員)(援助会員)と(依頼会員)の両方を兼ねることもできます。

援助活動の内容

ファミリー・サポート・センターで行う援助は、あくまでも一時的、軽易かつ補助的なものに限ります。長時間にわたる専門的保育を行うものではありません。

主な相互援助活動の内容

1. 保育所や幼稚園等の開始時まで、または保育終了後の子どもの預かり
2. 保育園・幼稚園等への子どもの送迎、または子どもの習い事の送迎
3. 学童保育の終了後や放課後に子どもの預かり
4. 保護者の通院・冠婚葬祭や、兄弟姉妹の行事等の際に子どもの預かり
5. 買い物等外出の際に子どもの預かり
6. その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

具体的な内容につきましては、その都度お気軽にファミリー・サポート・センターにご相談ください。

- * 子どもを預かる場所は、原則として援助会員の自宅となります。ただし、双方の合意があれば依頼会員の家庭等において行うことができます。
- * 相互援助活動は早朝や夜間に行われることもありますが、原則として子どもの宿泊は行っていません。
- * 相互援助活動は双方の合意で行われるもので、活動に際しては依頼会員から援助会員への利用料(報酬)等が必要です。

【別記：利用料(報酬)の基準《6～7ページ》参照】

援助活動の流れ

援助活動が必要になったら

①援助依頼申込

依頼会員がセンターに連絡します。

依頼内容 依頼したい日 時間 等

* 当日の依頼に関しては援助会員との調整がつかない場合がありますので、依頼希望日が決まり次第、早めに連絡してください。

②援助活動紹介

センターが援助会員の中から依頼内容に合った人に連絡します。

依頼内容 依頼したい日 時間 等

* ただし、援助活動日が都合の悪い場合は、遠慮なくお申し出ください。

③援助会員の紹介

センターから依頼会員にお手伝いして下さる援助会員を紹介します。

④事前打ち合わせ

援助会員と依頼会員、そしてアドバイザーは事前に打ち合わせをしてから活動します。

* マッチングでは、援助会員と依頼会員及びアドバイザーで、活動の日時、場所、内容、緊急時の連絡方法等について確認し、援助活動が安全かつ円滑に進められるよう十分打ち合わせします。

⑤相互援助活動・利用料(報酬)の受け渡し

援助活動が終了したら、援助会員は援助活動報告書を作成、依頼会員は内容を確認し、記名押印または署名します。依頼会員は、利用料(報酬)等を援助会員に直接支払います。

⑥活動促進補助金申請書の提出

援助会員は、活動促進補助金申請書を翌月 10 日までにセンターに提出してください。

*活動促進補助金申請書は援助活動報告書を兼ねることとします。

*翌月10日までに提出されない場合は補助金の支給ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

利用料(報酬)の基準

1. 利用料(報酬)の基準

活動日	活動時間	活動報酬 (1時間当たり)
平日	午前7時～午後8時	700円
	上記以外の時間	800円
	土・日・祝日 年末年始(12/29～1/3)	800円

(注)① 活動報酬は、最初の 1 時間までは、それに満たない場合でも 1 時間とします。

② 1時間を超えた場合は、30 分以下は上記の半額とし、30 分を超えて1時間までは1時間とみなします。

③ 同一の援助会員に兄弟姉妹を預ける場合は、2 人目からは上記の金額の半額とします。



2. 取消料の基準

依頼会員が援助活動を取り消した場合、取消料は下記のとおりです。

- (1) 前日までの取り消し キャンセル料無し
- (2) 当日の取り消し 1時間分の報酬額
- (3) 無断取り消し 依頼した時間の全額
- (4) 気象警報発令時の場合 キャンセル料無し

* キャンセル料は補助金の対象外です。

* 取り消しの場合は、援助会員とセンターに速やかに連絡してください。

* 取消料が必要な場合は、必ず7日以内に援助会員に支払ってください。

3. その他

- (1) 食事、ミルク等については、原則として依頼会員に用意していただきますが、やむを得ず援助会員が用意した場合は、依頼会員が実費を支払ってください。

- (2) 交通費は実費とします。



補償保険制度について

会員になると自動的に「援助会員傷害保険」「賠償責任保険」「児童傷害保険」の3つの保険に加入することになります。

([保険掛け金の会員負担はありません](#))

※下記以外の補償については対象外です

1. 援助会員傷害保険

援助会員が、ファミリー・サポート・センターの斡旋による保育サービスの提供中、または、保育サービスを提供するために自宅と子ども宅や、保育施設等の往復途上(自宅との通常の経路)において傷害を被った時に補償するものです。

事由	補 償 額	備 考
死 亡	500 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 500 万円～20 万円	事故日より 180 日以内の 後遺障害発生
入院(1日)	3,000 円	事故日より 180 日以内を限度
通院(1日)	2,000 円	事故日より 180 日以内で 90 日分を限度
手術保険金	3,000 円 × 10 倍 または 5 倍	事故日より 180 日以内で 1 事故に基づく傷害について、 1 回の手術に限る



2. 賠償責任保険

援助会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者(依頼会員の子どもを含む他人)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事由		補償額(限度額)
対人	1名につき	2億円
	1事故につき	2億円
対物	1事故につき	2億円
初期対応費用		1,000万円
訴訟対応費用		1,000万円
見舞金・見舞品		10万円 (3万円)
現金盗難		10万円

3. 児童傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に傷害を被った場合、援助会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万～12万円	事故日より180日以内の 後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内に通院した場合90日分を限度
手術保険	3,000円×10倍 または5倍	事故日より180日以内で 1事故に基づく傷害について、 1回の手術に限る

城陽市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、城陽市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)といふ。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を城陽市寺田東ノロ16番地、17番地(城陽市役所西庁舎1F)に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員として組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動(以下「相互援助活動」という。)を行うことにより、仕事と育児の両立を図り、安心して子育てができる環境づくりに資するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの組織)

第4条 センターは、次に掲げる人により組織する。

(1) 代表者

(2) アドバイザー

(3) 援助会員、依頼会員、両方会員(以下これらを総称して「会員」という。)

(センターの業務)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 会員の募集、登録に関する業務

(2) 相互援助活動の調整に関する業務

(3) 相互援助活動の講習及び指導に関する業務

(4) 会員間の交流に関する業務

(5) 関係機関との連絡調整に関する業務

(6) 広報に関する業務

(7) その他センターが必要と認める業務

(代表者)

第6条 センターの管理運営の総合的な調整を図るため、センターに代表者を置く。

2 代表者は、センターの統括及び総合調整を行う。

(アドバイザー)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

(1) センター事業の内容の周知及び啓発

(2) 会員の募集及び登録

(3) 会員の統括

(4) 会員の相互援助活動の調整

(5) 会員に対する講習会及び交流会の実施

(6) 会員間のトラブルへの助言

(7) センターの経理事務等の業務運営

(8) 会員に対する広報紙等の発行

(9) その他センターの運営に必要な業務

(会員資格)

第8条 会員は、センターの目的及び相互援助活動の意義を理解し、センターの承認を得た人とする。

2 援助会員は、市内に在住し、センターが実施する講習を修了した育児の援助を行うことを希望する人とする。

3 依頼会員は、市内に在住又は勤務する人で、生後43日目からおおむね12歳の児童を有し、育児の援助を受けることを希望する人とする。

4 援助会員と依頼会員は、相互に兼ねることができる(両方会員)。ただし、市外に在住する依頼会員を除く。

(入会及び会員証)

第9条 センターの会員になろうとする人は、所定の入会申込書(別記第1号又は第2号様式)をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

2 センターは、会員として承認した人に対して会員証(別記第3号又は第4号様式)を発行する。

3 会員証の有効期限は発行日より5年間とし、これを更新することができる。また、更新する場合はセンターで手続きを行うこととする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 所定の退会届(別記第5号様式)により、センターに退会の届出をしたとき

(2) 援助会員が市外に転出したとき

(3) 依頼会員が市外に転出したとき、又は市内勤務でなくなったとき

(4) 依頼会員が生後43日目からおおむね12歳の児童を有しなくなったとき

2 センターは、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

(1) 会員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 会員が次条に規定する義務に違反したとき

(3) 前項第2号から第4号に掲げる事項が判明したとき

(4) その他センターが会員による相互援助活動を継続することが困難であると判断するとき

3 会員は、資格を喪失したときは、遅滞なく会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第11条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 相互援助活動を通じて知り得た他人の家庭の事情等については、個人情報のため他に漏らさないこと

(2) 相互援助活動を通じて物品の販売若しくは斡旋又は宗教活動等を行わないこと

(3) 入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかにセンターに届け出ること

(4) 会員登録の際には、本人確認のため公的書類等を提示すること

2 援助会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 相互援助活動中の児童の安全確保に努めること

(2) 相互援助活動中の児童に異常を認めたときは、直ちに、その依頼会員に連絡を行ない、状況に応じた適切な処置をとり、センターへ報告すること

(3) 同時に複数の依頼会員に対し相互援助活動を行わないこと。ただし、会員同士の同意が得られた場合はこの限りではない

(4) 相互援助活動中は常時会員証を携帯し、依頼会員その他関係者から請求があったときは、これを提示すること

(5) 相互援助活動を行ったときは、援助活動報告書(別記第6号様式)を作成し、依頼会員の確認、記名押印または署名を受けること

(6) 依頼会員の確認、記名押印または署名を受けた活動促進補助金申請書を依頼会員に代わって、活動月の翌月の10日までにアドバイザーに提出すること

3 依頼会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用が不確定な予約を行わないこと

(2) 援助会員に次条に規定する援助活動以外の援助を求めないこと

(3) 相互援助活動の内容等について事前に協議及び確認した内容に変更が必要な場合は、速やかに援助会員及びアドバイザーに連絡すること

(4) 相互援助活動終了後に、援助会員が作成した援助活動報告書を確認し、記名押印または署名すること

(相互援助活動の内容及び対象)

第 12 条 相互援助活動は、1時間を単位とし、次に掲げる活動を行う。

(1) 保育所、幼稚園等(以下「保育施設」という。)の保育開始時まで児童を預かること

(2) 保育施設の保育終了後児童を預かること

(3) 保育施設までの送迎を行うこと

(4) 学童保育終了後、児童を預かること

(5) 学校の放課後、児童を預かること

(6) 冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際、児童を預かること

(7) 買い物等外出の際、児童を預かること

(8) その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

2 児童を預かる場合は、原則として援助会員の家庭において行うものとする。ただし、双方の合意があれば依頼会員の家庭等において行うことができる。

3 相互援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として児童の宿泊は行わないこととする。

4 相互援助活動の対象は、依頼会員が登録した生後43日目からおおむね12歳の児童とする。ただし、援助会員が対象児童の身体の状況等により、相互援助活動が困難と判断したときは、対象から除くことができる。

(相互援助活動の実施方法)

第 13 条 依頼会員は、援助を受けようとするときはアドバイザーに対して援助の依頼の申込みをするものとする。また、援助の依頼の申込みについては、1か

月分を上限とし、センターに連絡すること。

2 援助の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を確認の上、申込み内容の条件に合う援助会員に連絡し、依頼会員に紹介するものとする。

3 アドバイザーは、前項の調整を行ったときは、調整内容及びその結果を記録するものとする。

4 相互援助活動の実施に当たっては、紹介を受けた援助会員と依頼会員及びアドバイザーとで、児童の預かりに関する留意事項、援助の内容等について事前に協議及び確認しなければならない。

(報酬等)

第 14 条 援助を受けた依頼会員は、相互援助活動終了後、別表に規定する報酬を援助会員に現金で支払わなければならない。

2 報酬の基礎となる時間は、援助会員が相互援助活動のため自宅等を出発したときから、活動終了後帰宅等したときまでの時間とする。

3 依頼会員は、援助の申込み後、相互援助活動の実施当日に、又は無断取り消した場合は、別表に規定する取消料を援助会員に支払わなければならない。

4 援助を受けた依頼会員は、援助会員が相互援助活動に伴って立て替えた実費を弁償しなければならない。

(保険加入及び対応)

第 15 条 相互援助活動に起因する事故による損害は、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

2 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険(以下「補償保険」という。)に一括して加入し、前項の損害の補償については補償保険の補償の範囲内とする。

3 補償保険料は、センターが全額を負担する。

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成14年(2002年)10月8日から施行する。

(令和2年3月17日一部改正)

(様式及び別表:省略)

会員の心得

1. ファミリー・サポート・センターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
2. お互いのプライバシーを守りましょう。
3. 約束した時間は、必ず守りましょう。
4. すべての活動はセンターを通して行ってください。
 * センターへの活動依頼、および活動促進補助金申請書の提出のない援助活動については、補償保険は適用されません。
5. 活動中に事故が発生した場合は速やかにセンターに連絡してください。
6. 事故やケガを未然に防止するため、別紙の安全チェックリストにより、子どもの安全には十分に注意をし、常に確認を心がけましょう。
7. 依頼会員は、依頼した内容以外の援助を要求しないでください。
8. おやつ・食事・オムツ等は、原則として依頼会員が用意してください。
9. 活動中は必ず会員証を携帯してください。
10. 気象警報発令時は、相互で連絡を取り合い状況に応じた対応をし、センターに連絡してください。
11. 当日依頼は援助会員の都合がつかないことがあるため控えてください。



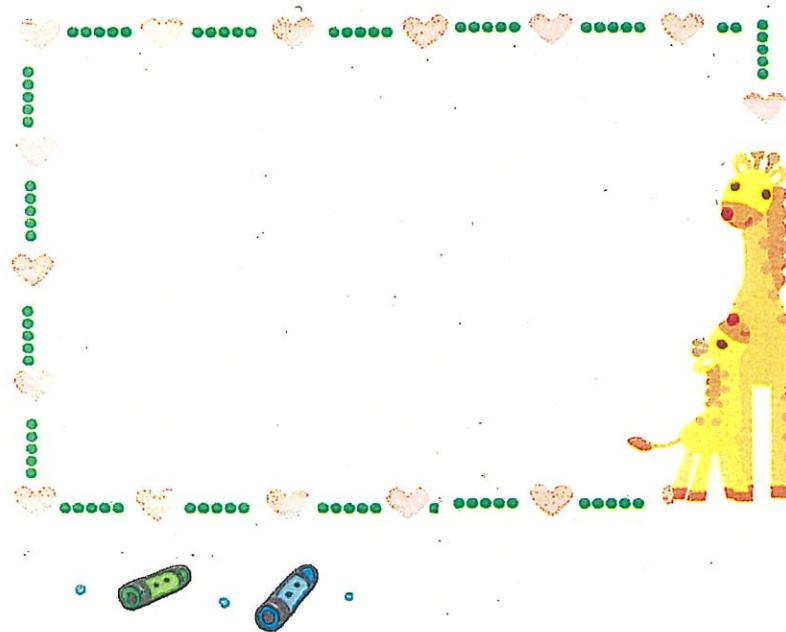
活動準備チェック項目

	内 容	チェック
共通	☆援助の日時、内容等の確認 ☆食事・ミルク・お菓子の有無、金額等の確認	OK OK
援助会員	◇自宅に子どもを受け入れる環境づくり ◇預かる子どもの年齢による配慮・好き嫌い等 ◇保育施設または送迎等の場所 ◇子どもが持ち帰る物等 ◇援助活動報告書 (必要事項を記入、終了後精算できるように)	OK OK OK OK OK
依頼会員	○子どもに必要な物の準備 (ミルク・哺乳びん・オムツ・着替え等) ○保育施設等への連絡 ○利用料(報酬)・実費の用意 (おつりのないように) ○子どもの様子・体調に変わりはないか (何かあれば必ず援助会員に事前に伝える)	OK OK OK OK

問い合わせ・申込み先

城陽市ファミリー・サポート・センター
 電話・FAX : 0774(56)0230
 所在地 : 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
 (城陽市役所西庁舎1F)

MEMO



問い合わせ・申込み先

城陽市ファミリー・サポート・センター

電話・FAX：0774（56）0230

所在地：城陽市寺田東ノロ16番地、17番地

（城陽市役所西庁舎1F）